

令和元年9月第26回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 令和元年9月10日第26回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 3 番 小野 一雄

4 番 佐藤 邦彦 5 番 小野 典子

6 番 高野 進 7 番 安藤 美重子

8 番 渡邊 健一 9 番 高野 孝一

10番 佐藤 正司 11番 森 義洋

12番 大槻 和弘 13番 百井 いと子

14番 鈴木 邦昭 15番 木村 満

16番 熊田 芳子 17番 佐藤 アヤ

18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	洪 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 9 号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上11件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 大槻和弘議員、13番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第11号 平成30年度亙理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上11件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第2、認定第1号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第11号 平成30年度亙理町水道事業会計決算認定についてまでの以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 認定第1号から認定第10号までの10件について、会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） それでは、平成30年度亙理町一般会計並びに各種特別会計歳入歳出決算概要についてご説明申し上げます。お手元に決算概要説明書をご準備の上、1ページをお開き願います。

認定第1号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号 平成30年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成30年度の一般会計決算額は、前年度決算額と比較しますと、役場新庁舎・保健福祉センター建設の本格化などにより、歳入総額で2.9%、歳出総額で10.9%の

増となり、震災以前の決算規模と比較しますと、東日本大震災からの復旧・復興事業費の関係から、依然として増大している状況であります。

それでは、歳入から申し上げます。

予算現額209億5,347万6,000円、調定額211億5,668万6,000円、収入済額は201億6,251万1,000円となっております。不納欠損額については、町税のほか分担金及び負担金で1,098万9,000円、収入未済額については9億8,318万6,000円ですが、その主なものとしては、町税の1億8,048万7,000円のほか、翌年度へ繰り越した各種事業の特定財源としての国庫支出金2億8,292万7,000円、県支出金1,744万9,000円、町債4億7,710万円などであります。

歳入決算額201億6,251万1,000円を一般財源と特定財源に区分しますと、町税、地方譲与税、地方交付税などの使途が特定されない一般財源については125億9,723万円となっており、一方、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金・県支出金などといった特定財源については75億6,528万1,000円となっております。

また、歳入決算額を自主財源と依存財源で区分しますと、町税、使用料及び手数料、財産収入などの町自体で調達できる自主財源については、126億9,907万4,000円で全体の63%、地方交付税、国庫支出金・県支出金、町債などの依存財源については、74億6,343万7,000円で37%となりました。

歳入決算の主なものとしては、町税が前年度比2.2%増の36億4,949万4,000円。地方交付税が普通地方交付税の減少などから、前年度比3.1%減の36億8,409万7,000円。国庫支出金が事業の進捗に伴う災害復旧事業費負担金の減少などから、前年度比24.2%減の11億1,439万8,000円。寄附金については、ふるさと納税の増により、前年度比133.6%増の8,994万5,000円となりました。繰入金については、東日本大震災復興交付金基金を初めとする各種基金からの繰り入れですが、前年度比12.6%減の55億3,380万4,000円。繰越金が前年度比99.2%増の25億5,613万4,000円。町債については、前年度比52.7%増の7億5,750万円となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額209億5,347万6,000円、支出済額182億9,209万6,000円。翌年度繰越額19億671万1,000円、不用額7億5,466万9,000円となり、執行率については87.3%であります。

目的別の歳出構成比につきましては、土木費27.9%、民生費21.5%、総務費

18.5%、農林水産業費8.9%、教育費7.4%の順となっております。

このうち、土木費が新たに設置した町営住宅管理運営基金への積み立てにより、前年度比58.4%増の51億1,103万8,000円。民生費は私立保育園入所児童措置費の増などにより、前年度比2.1%増の39億3,236万4,000円。一方、総務費については、役場新庁舎建設事業が本格化したことから、前年度比11.8%増の33億9,290万9,000円となりました。

これらの歳出を性質別に区分すると、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は47億4,253万9,000円で歳出総額の25.9%。普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は59億41万1,000円で32.3%。物件費、補助費等、繰出金といったその他の経費については76億4,914万6,000円で41.8%となっており、前年度と比較しますと、復興事業の進捗から投資的経費が増加し、その他の経費の割合が減少しております。

次に、実質収支について申し上げます。

歳入総額201億6,251万1,000円、歳出総額182億9,209万6,000円。歳入歳出差引額は18億7,041万5,000円となりました。年度内に事業が完了しなかった繰越明許費繰越額・事故繰越し繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源11億2,943万5,000円を控除しますと、実質収支額は7億4,098万円となり、このうち6億9,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に積み立てするとともに、残額の5,098万円を令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成30年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額39億4,100万1,000円、調定額40億9,619万7,000円、収入済額39億4,142万1,000円。不納欠損額は国民健康保険税で862万6,000円。収入未済額についても国民健康保険税1億4,615万円であります。また、予算現額と収入済額との比較では42万円の増で、調定額に対する収入率は96.2%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額39億4,100万1,000円、支出済額39億1,268万9,000円、不用額2,831万2,000円で、執行率は99.3%であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が27億2,810万円で歳出構成比の69.7%を占め、続いて、国民健康保険事業費納付金10億2,021万5,000円となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額39億4,142万1,000円、歳出総額39億1,268万9,000円、歳入歳出差引額は2,873万2,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、2,300万円を地方自治法の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てし、残額の573万2,000円を令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住する高校生や大学生などを対象として、向学心があり学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる方へ奨学金を貸与し、有能な人材の育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額647万7,000円、調定額1,456万3,000円、収入済額768万8,000円。収入未済額については687万5,000円で、奨学金貸付金収入になります。予算現額と収入済額との比較では、121万1,000円の増で、調定額に対する収入率は52.8%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額647万7,000円、支出済額625万9,000円、不用額21万8,000円となっております。貸付者数は14人で、貸付金額は378万円、執行率については96.6%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額768万8,000円、歳出総額625万9,000円、歳入歳出差引額は142万9,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額142万9,000円については、令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成30年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計については、生活環境と公衆衛生の向上、さらには公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額21億7,107万4,000円、調定額22億1,484万3,000円、収入済額19億4,230万3,000円。不納欠損額は受益者負担金・下水道使用料を合わせまして267万6,000円です。収入未済額は2億6,986万4,000円で、その内訳については受益者負担金・下水道使用料の2,673万4,000円、翌年度へ繰り越す事業の特定財源として、国庫支出金9,963万円、町債1億4,350万円であります。予算現額と収入済額との比較では2億2,877万1,000円の減で、調定額に対する収入率は87.7%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額21億7,107万4,000円、支出済額18億8,482万4,000円、翌年度繰越額2億6,942万円、不用額1,683万円、執行率については86.8%となりました。歳出の主なものは、公共下水道・流域下水道の整備事業費、そして公債費であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額19億4,230万3,000円、歳出総額18億8,482万4,000円、歳入歳出差引額は5,747万9,000円となり、繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源2,119万円を控除しますと、実質収支額は3,628万9,000円となりました。この実質収支額3,628万9,000円については、令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成30年度互理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその適正な経理を行うために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額506万5,000円、調定額と収入済額は同額の504万9,000円です。歳入の主なものは、長瀨小学校用地取得費の償還金としての一般会計繰入金500万円であります。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額506万5,000円、支出済額502万1,000円、不用額は4万4,000円で、執行率については99.1%となりました。なお、支出済額は、全額が土地開発基金への繰

出金であります。

続いて、実質収支について申し上げます。

歳入総額504万9,000円、歳出総額502万1,000円、歳入歳出差引額は2万8,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額2万8,000円については、令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成30年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護・要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額30億8,224万5,000円、調定額28億9,768万1,000円、収入済額28億8,453万8,000円。不納欠損額については、介護保険料で364万8,000円。収入未済額949万5,000円についても介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料7億2,402万7,000円のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などがあります。予算現額と収入済額との比較では1億9,770万7,000円の減となり、調定額に対する収入率は99.5%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額30億8,224万5,000円、支出済額28億4,158万6,000円で、執行率は92.2%となっております。歳出の主なものにつきましては、保険給付費が26億2,409万6,000円で、支出済額の92.3%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額28億8,453万8,000円、歳出総額28億4,158万6,000円、歳入歳出差引額は4,295万2,000円で、実質収支額についても同額であります。

このうち、4,000万円を地方自治法の規定に基づき、介護保険給付準備基金へ積み立てし、残額の295万2,000円を令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成30年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、要介護・要支援認定の公平化・平準化を目的として、亘理・山元両町で規約を定め、亘理地域介護認定審査会を共同設置し、介護認定審査会事業の円滑

な運営とその経理の適正を図るために設けられた会計であります。なお、規約により、運営事務局となる幹事町については4会計年度で交代していることから、本町では平成27年度から平成30年度までの4年間について特別会計を設置することになっております。

歳入から申し上げます。

予算現額726万5,000円、調停額と収入済額は同額の568万4,000円。予算現額に対する収入済額は、158万1,000円の減となりました。歳入の主なものにつきましては、山元町からの負担金193万7,000円と本町の一般会計繰入金372万2,000円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出につきましても、予算現額726万5,000円、支出済額568万4,000円であります。なお、支出済額の全額が介護認定審査会費であります。

歳入歳出差引額及び実質収支額は0円であります。

次に、認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉鳥の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,346万3,000円、調定額と収入済額は同額の1,146万3,000円となりました。予算減額と収入済額との比較では200万円の減。調定額に対する収入率は100%であります。

歳入の主なものは、消費税還付金922万3,000円のほか、一般会計からの繰入金などであります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,346万3,000円、支出済額1,136万2,000円、不用額210万1,000円、執行率は84.4%となりました。歳出の内訳は、管理運営費1,038万9,000円、基金積立金97万3,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1,146万3,000円、歳出総額1,136万2,000円、歳入歳出差引額は10万1,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、5万1,000円を地方自治法の

規定により、わたり温泉島の海運営基金へ積み立てし、残額の5万円を令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第9号 平成30年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした、後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額3億4,067万1,000円、調定額3億4,114万5,000円、収入済額3億3,810万3,000円。不納欠損額は後期高齢者医療保険料で24万7,000円。収入未済額についても後期高齢者医療保険料279万5,000円であります。予算現額と収入済額との比較では256万8,000円の減。調定額に対する収入率は99.1%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額3億4,067万1,000円、支出済額3億3,770万2,000円、不用額296万9,000円で、執行率は99.1%であります。歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合への納付金で、支出済額の96.3%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額3億3,810万3,000円、歳出総額3億3,770万2,000円、歳入歳出差引額は40万1,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額40万1,000円は、令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第10号 平成30年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額2億9,099万5,000円、調定額と収入済額は同額の2億9,099万6,000円あります。予算現額と収入済額との比較では1,000円の増、調定額に対する収入率は100%となりました。歳入の内訳については、財産収入2億8,999万4,000円、繰越金100万2,000円あります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 2 億9,099万5,000円、支出済額 2 億8,793万円、不用額306万5,000円で、執行率は98.9%となりました。歳出の主なものについては、造成事業のため借り入れた町債の償還金 1 億4,879万6,000円のほか、一般会計への繰出金 1 億3,694万5,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億9,099万6,000円、歳出総額 2 億8,793万円。歳入歳出差し引き額は306万6,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額306万6,000円は、令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第 1 号 平成30年度互理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第 10号 平成30年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては各担当課長からお答えしますので、慎重審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長の説明が終わりました。

次に、認定第11号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お手元の互理町水道事業会計決算概要説明書の 1 ページをお開き願います。

平成30年度互理町水道事業会計決算概要。

認定第11号 平成30年度互理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化、効率化に鋭意努力してまいりました。なお、当年度収支につきましては、1 億1,680万8,254円の純利益を計上することになりました。

また、資金面においては、現金の収入を伴わない収益として長期前受金戻入が 7,303万8,662円あり、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等 2 億1,625万7,420円費用化されており、実質現金収支での現金預金残高は、前年度より2,543万8,955円増の10億1,455万9,526円となりました。

それでは、平成30年度における業務内容であります、年度末給水戸数は 1 万

2,289戸で、前年度より183戸、率にして1.51%増加し、給水人口は3万3,223人で、前年度より90人減少しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、6,220立方メートル増の329万9,753立方メートル、1日平均にしますと9,040立方メートルとなります。有収率は前年度より0.30ポイント下降し91.47%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず、収入ですが、水道事業収益では、予算額9億3,186万7,000円に対して決算額9億5,152万8,740円で、1,966万1,740円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して338万5,254円増となっております。営業外収益のうち加入金が前年度と比較して223万5,600円、率にして6.22%の減となっております。また、長期前受金戻入は7,303万8,662円となっております。

続いて支出では、最小の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用では、予算額8億8,058万5,000円に対して決算額8億722万5,239円で、7,335万9,761円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額3億3,293万6,000円に対して決算額2億9,608万6,422円で、3,684万9,578円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額6億3,390万円に対して決算額5億6,999万6,481円、翌年度繰越額が3,600万円で、2,790万3,519円の不用額となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して2億7,391万59円不足しておりますが、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,946万8,286円、当年度分損益勘定留保資金8,078万9,986円、過年度分損益勘定留保資金6,365万1,787円、減債積立金1億円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は1億1,680万8,254円の純利益を計上することになりました。

なお、当年度の純利益1億1,680万8,254円と、その他未処分利益剰余金変動額1億円と、前年度より繰り越しております繰越利益剰余金7,409万2,474円を合わせた

当年度の未処分利益剰余金につきましては2億9,090万728円となりますが、うち2億円を建設改良積立金に積み立てし、残りの9,090万728円を翌年度に繰り越ししたいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の1立方メートル当たりの給水原価は、前年度より4円15銭増の211円15銭で、これに対して供給単価は、前年度より0円59銭増の231円54銭になっております。

なお、剰余金計算書については、決算書に記載のとおりでありますので省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計64億3,432万2,296円で、これは昭和41年の水道事業創設以来、今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおとあります。

次に、建設改良費であります。生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、町道五十刈線配水管布設工事を2件施工しました。一般配水管工事が11件、設備更新工事等7件を施工しております。

さらには、配水管等漏水修理28カ所を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震・災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し、努力してまいり所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 渋谷 憲之君 登壇〕

代表監査委員（渋谷憲之君） それでは、監査委員を代表して、私、渋谷から平成30年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

決算審査意見書をご用意ください。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平

成30年度亘理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道会計の決算並びに財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算概要については、先ほど会計管理者から詳しく説明がありましたので、なるべく重複しないように、決算審査意見書に基づいて概要を報告いたします。

1ページをごらんください。1ページには審査の対象となった一般会計と9つの特別会計、20の基金名を記載しております。

2ページは、審査の期間、方法、結果を記載しております。

3ページは、決算の総括として一般会計と特別会計の合計決算額を記載しております。予算現額308億1,173万1,640円、歳入額295億8,975万7,336円、歳出額275億8,515万4,314円、差引額20億460万3,022円となっております。前年度に比べて歳入額は0.04%、歳出額は5.39%増加しております。

5ページをごらんください。

各会計の歳入歳出決算概況については、表のとおりです。

ここでは一般会計、特別会計の合計で申し上げます。

上の表、歳入の概況は、一般会計と特別会計の予算現額、調定額、収入済額などを集計したもので、予算額に対する収入割合は96.03%、調定額に対する収入割合は95.35%となっております。

不納欠損額は2,618万6,043円となっており、前年度に比べ149万5,450円増加しております。

収入未済額は14億1,836万4,890円となっており、前年度に比べ6億657万6,192円増加しております。

下の表は、歳出の概況となっております。予算現額に対する執行率は89.53%で、不用額は10億5,044万6,246円となっております。

6ページからは一般会計の歳入歳出決算です。下の比較表のとおり歳入歳出決算額は前年度に比べて増加しております。

9ページをごらんください。

歳入の総括表ですが、収入済額Cの歳入合計額は201億6,251万1,422円で、前年度に比べて5億6,038万1,860円増加しております。また、不納欠損額では1款町税、11款分担金及び負担金で発生しており、合計額は1,098万8,748円となっております。収入未済額は主に13款国庫支出金と20款町債で発生しており、合計は9億

8,318万5,772円で、前年度に比べ5億1,633万9,258円増加しております。

11ページをごらんください。款別歳入決算状況の前年度比較表です。

前年度に比べ14款県支出金、18款繰越金、20款町債等が増加しており、歳入合計では対前年度比率102.86%となっております。

12ページは、町税の前年度比較表です。

前年度に比べて増加したのは町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税となっております。町税合計の対前年度比率は102.23%となっております。また、調定額に対する収納率は下の表、収入状況に記載のとおり、過去5年間は横ばいの状況です。

13ページは、町税の税目別収入の状況です。

15ページから17ページには、各款ごとの説明を書いておりますので、後ほどごらんください。

18ページからは、一般会計歳出の決算状況となっております。

19ページをごらんください。歳出の総括表ですが、支出済額Bの歳出合計額は182億9,209万6,536円となっており、前年度に比べて17億9,110万1,465円増加しております。構成比を見ると、8款土木費が全体の27.94%を占めております。歳出合計の執行率は前年度より4.67ポイント低い87.30%となっております。

また、震災関連事業など執行完了できなかったために発生した翌年度繰越額は、事故繰越額を含め190億671万1,080円となっております。そのうち、括弧内の翌年度へ繰り越すべき財源は、11億2,943万4,880円となっております。

21ページをごらんください。

款別歳出決算の対前年度比較表では、前年度に比べ主に2款総務費、4款衛生費、8款土木費が増加しており、歳出合計額は前年度に比べ10.85%の増加となっております。

以下、24ページまでは各款ごとの説明を記載しておりますので、後ほどごらんください。

25ページから28ページにかけて、繰越明許費繰越計算書、続けて事故繰越し繰越計算書を記載しておりますので、後ほどごらんください。

29ページをごらんください。地方債現在高です。

一般会計の地方債については、起債として1番目の一般公共事業等債を含む6つの事業債で合計7億5,750万円の発行がありましたが、ほとんどの地方債で償還も

しており、差引年度末残高は前年度に比べて3億5,250万491円減少しております。

公共下水道事業特別会計及び工業用地等造成事業特別会計は、いずれも前年度に比べて年度末現在高は減少しております。水道事業会計は償還額を上回る起債があったため、年度末現在高は増加しております。

地方債残高の合計は211億3,962万1,064円で、前年度に比べ3億820万993円減少しております。3月末の人口が3万3,593人ですので、町民1人当たりに換算しますと62万9,286円となっております。

30ページ下から31ページにかけては、一般会計から他会計への繰出金、負担金の状況となっております。亘理地区行政事務組合への負担金が増加しておりますが、特別会計等への繰出金や亘理名取共立衛生処理組合への負担金は減少しているため、合計額は前年度に比べて8,970万1,736円減少しております。

32ページから46ページまでは、特別会計の歳入歳出決算状況となっております。そのうち、事業執行の完了ができなかったため翌年度へ繰り越した額は37ページ、公共下水道事業特別会計、繰越明許費繰越額の2億6,942万円となっております。

その他、歳入歳出決算状況については、前年度と比較できるように各会計29年度と30年度の2年分を記載しておりますので、後ほどごらんください。

47ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

(1)の実質収支の状況では一般会計と特別会計の合計額を記載しております。実質収支額は合計で8億5,397万8,142円となっております。(2)の財政の構造については、一般会計における一般財源と特定財源の構成比率は62.48対37.52となっております。特定財源については、繰越事業に係る繰越金や庁舎建設基金繰入金などの増加に伴い24.18%増加しております。また、自主財源と依存財源の構成比率は62.98対37.02となっております。

48ページには、歳出の性質別構成の3年間の推移表を記載しております。投資的経費が、新庁舎及び保健福祉センターの建設事業費等に伴い増加しております。

49ページは、財政分析主要指数の推移です。普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分並べて記載しております。この財政分析は、財政収支の均衡が保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど総合的な財政状況を数値であらわしているものです。また、効率的で公正な財政運営がなされているか、行政水準の確保、向上は図られているかなど、将来の行財政運営にどう反映

させるか判断する重要な財政分析資料でもあります。

上の表をごらんください。

①経常収支比率は94.8%で、前年度に比べ2.1ポイント悪化しております。

②連結実質赤字比率は、赤字なしです。

③実質公債費比率は4.9%で、前年度に比べ0.6ポイント改善しております。

④将来負担比率は、標準財政規模が将来負担すべき実質的な負債より大きく算出されるため、良好な状態を示しています。

⑤積立金現在高比率は財政調整基金、震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金等の減少により前年度に比べ40.3ポイント低下し、172.8%となっております。

⑥地方債現在高比率は、前年度より1.9ポイント減少し、138.8%となっております。

⑦財政力指数は、0.57となっております。この指数は、財政基盤の強さを示す数値で、この数値が大きいほど財政力が強いとされます。

参考に亘理町の29年度、30年度のレーダーチャートを記載しておりますが、29年度分については、県の市町村課がことし3月に公表したもので、上記①から⑥の比率をそれぞれ4段階に分類し、公表しているものです。30年度分はまだ公表されておきませんので、参考までに29年度の4段階の数値で作成しております。

49ページから50ページにかけて各区分の説明を記載しておりますので、後ほどごらんください。

51ページをごらんください。一般会計と特別会計の歳入歳出決算総括表です。

決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものです。この表は、特別会計への繰出金等を控除しない決算書の数字のままで作成しておりますので、後ほどごらんください。

53ページは財産に関する調書です。土地は工業用地の売り払いにより減少したものの、荒浜大通線にかかる荒浜藤平橋の国有林の取得等により、全体としては増加しております。

54ページの出資による権利は増減がなく、4,700万1,000円となっております。

55ページをごらんください。

以下、57ページまで基金の運用状況ですが、当年度末現在高は139億1,342万8,000円で前年度末に比べ24億9,543万8,000円減少しております。基金の運用益

は、利子収入173万8,000円となっております。

58ページからは、結びとして平成30年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載しております。総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と符合し、正確であることを認めました。また、各会計の予算執行及び事務処理についても、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認めました。基金の運用に関する調書においても、その運用状況は適正で、表示された計数も正確であると認めました。

次に、水道事業会計の決算審査についてご報告申し上げます。次の緑色の中表紙のところからです。

1 ページは、審査の対象、期間、方法、結果を記載しております。

2 ページは、収益的収入及び支出、3 ページは資本的収入及び支出、それぞれの内容を税込み金額で記載しております。

4 ページ、経営の成績の内容については、損益計算書でご説明しますので18ページをごらんください。

前年度と比較できるよう、2年分を並べ税抜き金額で計上しております。先ほど上下水道課長から説明のあったとおり、前年度に比べて貸方計である総収益は8億8,689万7,373円と2.04%減少しており、借方計である総費用は7億7,008万9,119円と0.80%減少しております。総収益から総費用を差し引いた30年度の純利益は、前年度より9.51%減少した1億1,680万8,254円となっております。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額をプラスした翌年度への繰越額となる当年度未処分利益剰余金は、2億9,090万728円となっております。

6 ページにお戻りください。

公営企業である水道事業は、営利を目的としているわけではありませんが、貸借対照表と損益計算書の内容を分析しますと、財務比率表にあるとおり経営の安全性等を見る流動性比率、当座比率及び固定資産対長期資本比率は、いずれも経営指標を満たしております。

8 ページをごらんください。キャッシュフロー計算書を記載しております。

当年度における資金は、事業活動で得た2億6,988万728円と企業債借入等の財務

活動で得た1億628万3,396円を、固定資産取得等に係る投資活動に3億5,072万5,169円を充てた結果、資金は前年度末に比べ2,543万8,955円増加し、今年度期末残高は10億1,455万9,526円となっております。

10ページには、結びとして事業収支の状況を記載しております。決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令により適正に作成しているものと認めました。経営面については、財政比率の動向、業務実績並びにキャッシュフローの分析によりおおむね良好と認めました。

第5次総合発展計画に基づき、水道施設の耐震化、老朽管の更新事業、災害に強いライフラインの構築など、水道事業の着実な推進には今後も財政負担の増加が見込まれるため、常に経営基盤の強化並びに健全運営を意識し、安全で良質な水道水の安定供給に努められるよう望みます。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告申し上げます。次の緑色の中表紙のところからでございます。

1ページをごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査の概要としては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施いたしました。

審査の結果については、下の財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、実質赤字額は発生しておらず、良好な状態を示しております。

③実質公債費比率は4.9%で、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示しています。

④将来負担比率については、償還に充てることのできる収入見込み額が債務より大きく算定されないため、良好な状態を示しています。

その下の表、資金不足比率では、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計が対象となっており、審査の結果、いずれも資金不足は発生しておらず良好な状態を示しています。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されているものと認めました。

2ページ以降には各比率の計算式を記載しましたので、後ほどごらんください。

次の緑の中表紙からは法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査ですが、これについては、資金不足比率で経営状況の健全性を判断することになっております。

2ページをごらんください。

実質的な資金不足比率は、3ページの資金不足比率の計算にあるとおり、マイナス93.17%となっておりますので資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると認めます。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で決算審査についての概要説明を終わりますが、総括として、平成30年度一般会計決算状況は、歳入歳出ともピーク時よりも減少傾向にあるものの、前年度を上回っており、依然として震災前の財政規模を上回る状況が続いております。復興の早期完遂が最優先課題の中、令和元年度の完成を予定している新庁舎及び保健福祉センターや公共施設の老朽化対策など、多額の財源を必要とすることが見込まれますが、国による財源措置は減少傾向にあり、町財政における財源確保は引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

そのような中、引き続き収入未済額発生の未然防止と、未納者個々の実態を把握した上で適切な債権回収策を講じ、収入未済額の縮減に努められるとともに、不納欠損の判断に当たっては慎重かつ厳正な対応を図り、より一層の効果的な財政運営及び自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

また、入札制度については、平成28年12月に基本方針及び実施計画が取りまとめられ、30年度においても計画的に制度改革が行われてきました。平成30年度の平均落札率は81.86%と、前年度平均落札率を4.61ポイント下回っており、制度改革の成果が明確にあらわれていると思料されますが、今後も制度改革の推進と入札の透明性、競争性、公平性に努められるよう望みます。

最後になりますが、平成30年度に事務事業の見直しを実施し、今年度の予算編成に反映されていますが、ポスト復興を見据えた持続可能な行政サービスの実現のため、今後とも総合発展計画や震災復興計画等の各計画との整合性を図りながら、事務事業の見直しを継続実施し、より一層の効果的、効率的な行財政運営に努めていただきたいと思います。

そして、現在のまちづくりの基本理念である「また来たくなるまち・ずっと住み

たくなるまち」の実現を期待いたしまして、平成30年度決算審査結果の概要報告とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、総括質疑の前に、先ほどの説明において上下水道課長より訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 先ほど説明いたしました水道事業会計決算概要説明書の中で、数字の訂正がありますのでよろしくお願いいたします。

概要説明書の3ページの上から3行目ですけれども、決算額8億722万5,239円となっておりますけれども、水道事業の決算書2ページのほうに数字がありますけれども、8億740万6,482円。それから不用額、3ページには7,335万9,761円となっておりますけれども、これが7,317万8,518円に訂正させていただきます。決算書の数字が正解ということで、こちらの説明書のほうを訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

議長（佐藤 實君） これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第11号までの11件について一括して行います。

通告者は、質疑を許します。

3番。小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野一雄君 登壇〕

3番（小野一雄君） 3番の小野一雄であります。

私は、平成30年度の決算について、町税の動向についての2項目について総括質疑を行います。

昨日は台風の接近で、大分首都圏が甚大な被害を受けたということがありまして、本当に被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げておきたいと思えます。当町においても、あすで東日本大震災からちょうど8年半になるわけでありまして、今回の庁舎建設の完成を間近に控えて、復興事業も順調に推移してお

るのかなという状況にあるわけではありますが、そんな状況の中で質問に入りたいと思います。

平成30年度の町税収入が、前年度比較において102.23%と増加しております。この増加傾向は平成27年度以降から継続しておりまして、健全な状況にあるのかなというふうに思います。それで、この27年度以降から今年度までの増加している背後要因と申しますか、これはどういうものによるものか。これが第1点目であります。

第2点目は、平成30年度、今年度であります。町税税目別収入状況において、税目別に見ますと、町民税と固定資産税の不納欠損額・収入未済額が前年度比較においてかなり増加しております。この要因と対応方について質問するわけでありませう。

前段に町の監査委員のほうから報告ありましたように、不納欠損額、未済額の取り扱いについては努力をせいというようなお話がありましたので、その辺を含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） まず、1点目の町税収入が増加している、その背後要因についてでございますが、平成30年度の町税収入の増加額については、要因を税目別に見ますと、個人住民税が個人給与所得額の増加により前年度と比較して約1,700万円増加しており、固定資産税では宅地への課税地目変更による土地の税額の増加や、岩沼相馬間のガスパイプラインの供給開始に伴う償却資産の申告等により約7,200万円増加しております。

また、軽自動車税におきましては、平成28年度の税率改正による税額の増加と軽自動車の性能向上によります購入、登録台数が増加していることから、約380万円増加しており、入湯税に関しましては平成29年度は12月から年度末にかけて「わたり温泉鳥の海」の改修工事が行われましたが、平成30年度においては同施設において年度当初に宿泊も含めて営業を再開したことから、税額で約260万円増加しております。

これらの要因によりまして、平成30年度におきましては町税全体で約7,700万円増加しております。

2点目の町民税と固定資産税の不納欠損額・収入未済額が増加しているその要因

と対応方についてでございますが、まず不納欠損額の増加の要因についてでございますが、先に不納欠損について簡単にご説明させていただきます。

不納欠損となる条件といたしましては、地方税法の定めるところによる5年の時効完成、債権の放棄、債務の免除、執行停止3年経過の徴収権の消滅の4つが挙げられます。

不納欠損の処理を行う流れといたしまして、担当職員が納税相談を受け、滞納者の現状を把握するべく生活状況の聞き取りや訪問、搜索とあわせ、債権、動産及び不動産の財産調査を行い、その方の生活実態や担税力を掌握し、納付が可能な状況にあるかどうか判断しております。その中で、担税力が乏しく救済すべき方につきましては、納税の負担をなくすため、速やかに執行停止の滞納処分を行い、3年経過しても生活状況に変化がなければ適切に不納欠損処理を行うという流れで業務を遂行しております。

平成30年度におきまして、町民税の不納欠損額が増加となった主な要因といたしまして、生活保護世帯を含めた生活困窮により納付が困難な方に対し、執行停止等の処理を行い、生活状況に変化が見られなかったために不納欠損となった方が多かったことが挙げられます。また、固定資産税の不納欠損額は前年並みでございますが、不納欠損の主たる要因は、収入が少ないにもかかわらず相続等で土地や家屋の所有となったが、固定資産税を納付できないことが主な要因となっております。

次に、収入未済額の増加の要因についてお答えいたします。

平成30年度の町民税の収入未済額は、対前年比で123万3,000円の増加、固定資産税の収入未済額は前年対比で274万6,000円の増加となっております。それに比例する形で、町民税、固定資産税とも賦課税額のほうも収入済額のほうも増加しており、収納率につきましては前年並みとなっております。とはいえ、小野議員のご指摘のとおり、収入未済額は増加しており、その要因を推察いたしますと、町民税におきましては、前年の収入額の増加により賦課税額の増加があったものの、退職等の理由で収入が下がって、そういう個々の理由で収納額が捻出できず、納期内納付ができなかったことが大きな要因と思われれます。

また、固定資産税におきましては、所有している資産に対して賦課されたものの、収入の少ない高齢世帯の方や住宅ローンや子供の教育費等で生活に余裕がなく、納税を後回しにしている納税者がふえていることが要因と考えられています。

町税の未済額の対応についてでございますが、地方税法の規定によりまして定期的に督促状と催告書を発送いたしまして、納税相談に来た方につきましては滞納整理システムを活用しまして、納税相談の記録を行いながら、滞納者の分析と生活実態を把握しまして、納付が困難な方については分納誓約書を取り交わし、計画的な納付指導を行ってまいりました。

担税力がある納税者、滞納者につきましては、また納税相談に応じない方につきましては、そういう悪質な滞納者につきましては、金融機関の預貯金捜査や生命保険会社の調査を行いながら、差し押さえを実施するとともに、給与所得者につきましては、勤務先会社への給与照会を行いまして、給与の差し押さえなどの滞納処分を実施しております。

また、家宅捜索の中で差し押さえた動産につきましても、インターネット公売や宮城県と4市町、名取市・岩沼市・亘理町・山元町で実施した合同公売会の中で換価いたしまして、滞納額の縮減を図ってきたところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今るる説明がありましたけれども、そこで二、三点質問したいと思いますが、不納欠損額については、やはりこれは市町村の収納する権限がなくなってしまうということなんですよね。これは承知のとおりであります。したがって、私から言わせれば、こういうことは本当はあってはならない。やはり自治体の権限を消滅するような行動があってはならないなというふうに思うわけでありましてけれども、今説明あったように、どうしても生活困窮者とか、そういった方々については税金を納められないというような方々がおるようではありますが、そこで今ちょっと説明ありました生活困窮者というのはどのくらいおるのか。それが1点。

それから、町民に対して納税期間ですよというような啓発活動をどのように行ったのか。30年度。それから、もう一つは、今度は徴収する側の町職員に対していろいろ取り立てというとおかしいんですが、徴収活動とかいろいろやるわけですよ。家庭訪問とか、そういった部分における研修会といいますか、どのような研修を行ったのか。それから、もう1点は、宮城県の地方税滞納整理機構というのがあるわけでありましてけれども、この辺との関連、この辺の県との相談をして、どのような対応をしてきたのか。その辺をまず3点、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問の、まず生活困窮者の割合でございますが、不納欠損の方の該当の数でお答え申し上げます。生活困窮者、生活保護者、無財産者につきましては、人数割合で約52%、金額割合で約83%でございます。

次に、町民への啓発活動ということでございますが、こちらにつきましては納税強調月間ということで毎年ここ2年ぐらい、12月に納税強調の月間ということで土曜日、日曜日、また平日の夜間等に納税相談のほうを実施しておるとともに、また納税の納付チャンネルをふやすということで、平成30年度におきましてはアプリ納付を開始しておるところでございます。

町職員の研修についてでございますが、こちらにつきましては県の滞納研修、処分研修とか何度もありますので、そちらのほうに職員を派遣しまして、それで戻ってきてからは内部のほうで内部研修も行っているところでございます。

最後に、滞納整理機構の関連でございますが、機構につきましては平成30年度より機構から脱退しておるところでございますが、これにつきましては機構の参加方式が平成30年度より変更となりまして、平成29年度までは機構へ職員を派遣している市町村については機構への滞納移管件数が上限60件で、派遣していない職員につきましては上限が10件とされておりました。平成30年度からは職員派遣型か、職員出張型かの選択となりまして、職員を派遣している市町村については機構への移管件数が60件から40件となりまして、職員を派遣しない市町村については職員が直接機構に出張しまして、自分の市町村の滞納案件、上限が5件であります。それを担当しましてということになりましたので、職員を派遣しないとメリットが大分少ないということがございまして、現在当町におきましては震災復興事業に他市町村から職員の派遣を受けていることもございまして、機構への職員の派遣は難しいということでございまして、また出張型では職員の負担も大きく、機構を一時脱退している状況でございます。

ただ、機構からは一時脱退してはおりますが、以前機構に職員も派遣しておりますので、学んだ滞納処分のノウハウを生かしながら、また先ほどの合同公売会等行っておりますが、宮城県と4市町で徴税総合併任辞令を発令していますので、連携協力しながら滞納縮減を図っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、滞納機構の關係を含めて説明あったわけでありましてけれども、そこでこれは最後の質問になるのかなと思いますけれども、一つ昨日の千葉県でソーラーパネルがドーンと火事になって、けさもテレビでやっていたんですが、あれは償却資産になるのかなというふうに私は思っているんですが、その辺互理町においても、そういうメガソーラーを含めて各地区にどんどんソーラーパネルがいっぱい設置されている。その辺の例えば破損した場合の税収の考え方はどういうふうになるのか、1点教えていただきたいなと思います。

最後に、いろいろ収入未済額、不納欠損額が年々増加しているんですね。私は減少傾向にあるんならいいんですが、特に収入未済額については1億8,000万円ぐらいになっているんですね。町税関係だけについて申し上げます。したがって、これらに対してこれから税務課といいますか、町としてどのように取り組んでいくのか、その辺の決意といいますか、お話を最後に聞きたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 最初の質問のソーラーパネルが破損した場合の税収はどうなるかということでございましたが、まず償却資産につきましては、事業の償却資産について申告してきたものに対して課税するものでございますので、もし破損等によりその資産価値がないということであれば、申告がないものとなりますので、課税はしない状況となります。

2問目の未済額が増加傾向にある中、今後どう対応していくかということでございますが、まず国民の三大義務として憲法には納税の義務がございまして、納税者には納税思想の高揚を図りながら、納期内納付や口座振替を推進いたしまして、担税力があるのに納めない悪質な滞納者につきましては、国税徴収法の規定によりまして差し押さえなどの滞納処分を行ってまいりたいと思います。

なお、低収入などの理由で生活が困窮しており、やむを得ず納められない方については、地方税法の規定によりまして滞納処分の執行停止をやむを得ず行いまして、不納欠損処分を行うこととなっておりますので、そのためにも滞納者の実態調査を行うとともに、納税相談を滞納者に寄り添って進めながら、現在の納税者の状況を正確に把握しまして、租税の公平性を念頭に置きながら、適正かつ厳正な業務を遂行することで収入未済額の縮減や不納欠損の慎重かつ厳正な判断に努めてまい

りたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

次に、1番。鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木高行君 登壇〕

1番（鈴木高行君） 1番、鈴木高行です。

私は総括質問で、平成30年度の決算において次年度の繰越事業の件数が大分多くなったということの理由と、繰越事業による次年度への影響について質問をいたします。

では、1点目です。平成30年度の工事費は、土木費が約51億円、役場新庁舎・保健福祉センター等公共ゾーンの関連の費用が約16億円、公共下水道工事が約3億円が執行されております。これは予算計上枠の76%が執行された形になっております。この合計額は70億円です。しかし、予算は計上されておっても執行されずに翌年度に繰り越された事業は、6月の定例議会の資料からいくと35件、そして総額で22億円あります。この未執行の35件と22億円というのは、相当な金額です。

先ほどの概要説明でも前年度比の繰越金の対比は99%伸びている、100%、倍になっているということですね、前年度から比べると、繰越金が増えた。ただ、一つは土木費の中に住宅管理運営基金の中に2年、18億円積んでいるということがあるので、その分は差し引かなければいけないかなと思っても、引いた場合、なおさら執行率は悪くなるということですね。実際に積み立てしたのでなくて工事費として使用された金額は、約53億円か52億円ぐらいなんですね。そのうちの22億円を翌年度に繰り越しする、40%以上の金額を予算は計上しておっても、繰り越ししているというような事態になっているわけですね。そういう22億円、35件、40%以上の繰り越しとなれば、その要因というのが何かあるはずなんですね。100%も倍になったというような要因、これをひとつ伺います。

2点目としては、このような繰越事業のケース、金額が出たことで、翌年度、次年度への影響はどのようになるのか。影響は出ないのか、出るのかという2つのことについて質問いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、繰越事業についてということで、まず1点目の30

年度決算において次年度への繰越事業の件数が多くなった理由でございますが、平成30年度における翌年度繰越事業につきましては、一般会計の繰越明許費に係るものが33事業、18億8,979万7,000円、事故繰越に係るものが3事業、1,691万4,000円であり、これに公共下水道事業特別会計の繰越明許費に係る2事業、2億6,942万円と、水道事業会計の建設改良繰り越しに係る1事業、3,600万円を加えますと、全体で39事業、22億1,213万1,000円となっております。前年度と比較しますと、金額は7億2,987万4,000円の減となっておりますが、事業の件数自体は鈴木議員おっしゃるとおり5件の増となっております。

主な理由といたしましては、学校施設の整備・改修事業の繰り越しの件数がふえていることが挙げられます。学校施設につきましては、平成30年度国の補正予算第1号において措置されたブロック塀、冷房施設対応臨時交付金を受けての空調設備整備事業、同じく補正予算第2号で措置された防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として学校施設環境改善交付金を受けてのトイレ洋式化の改修事業について、それぞれ平成30年度の国庫補助事業として採択されたことにより、各自治体においても平成30年度中に予算措置を講じなければならないことから、計6件の事業の予算措置を行い、翌年度へ事業を繰り越しているところでございます。

このほか避難道路新設・整備事業を初めとした道路関連事業につきましても、関係機関及び関係地権者との協議や他事業との調整に時間を要していることなどの理由により、翌年度へ事業を繰り越しており、繰り越し件数が依然として多くなっている状況ということとなっております。

続きまして、2点目の繰越事業による次年度への事業に影響が出ないのかということについての回答になりますが、現時点において繰越事業による次年度事業への大きな影響はないものと考えておりますが、今後におきましても翌年度に繰り越しすることのないように、事業の進捗管理を徹底して、早期完成を目指していきたいと考えております。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今の答弁では、前年よりも件数が5件ふえたし、実際の額では7億円、これは工事高によっていろいろ違うから、7億円減っても件数がふえればふえたというような考え方なんですね。要するに執行できなかった件数が多かったとい

うことです。金額の多寡ではない。

ただ、学校設備のエアコンとか、トイレ改修、ブロック塀といろいろ言ってきましたけれども、道路のほうでは地権者というのはやむを得ないところもあるんだけど、なかなか交渉が難航すれば年度内完了というのは難しいというのもそれわかります。しかし、私の考えるところには、やっぱり発注者側のマンパワー不足、あと企業側の技術者の不足とか、力量不足、あとは企業側からすれば材料を調達するのに時間を要したとか、またもっと皆さん悪く思わないでくださいね、発注時期が遅くなった、業務量の関係で遅くなった、それが物理的なものなのか、いろいろ今挙げたような要因はあると思います。ただ、一つ最後に言った発注側の時期がおくれたというのを解消するためには、やっぱり設計の工程を早く出す。大体今回も5件ほど請負工事の契約出ているけれども、6月に3件出てるね。全部で今年度の分としては8件、9月までに。去年の9月なんていうのは10件以上の物件が工事請負契約出てると思います。そういう関係で、やっぱりこの発注時期が遅くなれば業者もそれに対応できないというような考えがあるし、執行側のマンパワー不足で設計が組めないと。やっぱり3月議会で予算は承認されるんですから、もう承認されれば4月、3月中でも何だってもう予算の執行にかかってもいいと。それぐらいの気構えでやっていかないと、6月時期の発注が、臨時議会あってもそれは招集することはやむを得ないと思います。9月発注で億単位の金とか、3億、4億の金を発注しても、なかなか消化し切れない。そういう現象が出てきて、こういうことになっていると思います。

だから、質問は、設計、マンパワーが足りないならマンパワーもつける、設計を早くする、早く発注する、そうすれば行政側も業者側も企業側もこれは対応できるようになる。こういう対応をできないかということ。それは町長の分野で、副町長は人事管理もありますからわからないですけども、そういう対応をすれば、こういう件数100%増というような現象は出てこないんじゃないのかなと、一つは考えます。

あと契約の中で、必ずこれは工期というのは決められるんですね。いつまでやるという工期。だから、公共事業だから、いや少し大目に見てもらえるのかななんていうような気持ちがあるか、企業側にももしかしてあるのではないかなというように思います。例えば、これ民民との契約であれば、民民だったら延滞遅延金も

発生してきたり、そういうことも考えられるから。請求される、厳しいものなんです。だから、やっぱり発注側は予算について、必ず年度という切れ目があるということを考えて、ずるずるべったり年間通して金を動かしているというような考えじゃなくて、必ず年度という切れ目があるんだから、そこで工期は決まってるし、民民の考えで、もし企業ができなかつたら繰越明許なんて余りいい格好のものでなくて、100%にもならないように、遅延金請求するぞとかなんとかというような反応を示しても、ひとつはいいのではないかなと思います。以上の点について。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、まずマンパワー不足の関係ですけれども、議員もご承知のとおり、繰越事業ほとんどが工事関係の事業ということになっているかと思えます。その中で、今現在技術職というのが不足しているというのは間違いはないかということもありまして、各全国の自治体から派遣を受けながら、復興事業を含め町の事業を行っているところです。ですから、なかなかこのマンパワー不足というのが解消できないというのは否めないとは思いますが、今後復興事業が収束に向かってきておりますので、その辺は徐々に解消されてくるのかと考えてございます。

それとまた、発注時期が遅いのではないかというご質問についてなんですけれども、もちろん議員おっしゃるとおり、担当課におきましては当初予算可決後に、可決前からなるかもしれませんが、予算に計上された工事等について発注計画を立てまして、年次計画に基づいて計画的に事業を発注しているところではございますが、現在復興事業、こちらのほうも並行して実施しているということもございまして、特に復興事業関係になりますと、国、県または他の機関との協議等にも時間を要することが多くて、繰越事業がちょっと多くなってきってしまうという傾向があるようでございます。

そして、予算関係ですか、予算について年度があるということでお話がありましたけれども、繰越事業につきましては基本的に財源を繰り越すので、予算関係については問題はないかと思うんですけれども、ただ、どの年度の仕事をしてるかわからない、区切りができていないということを言われますと、確かに予算上としては新しい年度の事業ということにはなるんですが、実際の業務的には本来3月までに終わっている業務が翌年度にまでいっているということを考えますと、おっしゃるとおり区切りができていないとも言えるかもしれません。ただ、実際問題として担

当課といたしましては、その辺しっかり管理しながら、業務に当たっているものと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今、マンパワー不足という話が出たんですけれども、確かに技術屋さん、災害以降、技術職の職員は不足しているというのはわかりますけれども、確かにそれは波があるんですね。やっぱり復興事業というのが入っているから。だけれども、それにしても100%、倍にふえるという執行、繰越明許がね、やっぱり皆さんも感じなければならないと思うんですね。議会の前で会計責任者が前年度から比べれば100%増ですよと、いいもんじゃない。どうにかして前年並みとか、前年よりはずっと下がるとか、なおさら事業も少なくなっている、復興の事業も。そういう面では職員間の協力をもって、一人にばかり担当の設計とかそういう業務に当たるんじゃなくて、やっぱりおくらしている部署、おくらしていない部署、それぞれが協力し合って、早期に発注する。本当に足りないんであれば、町長のところに行って、うちのほうの課は今の人員では全部この獲得した予算は執行できませんから、人員を配置してくださいと言うのも一つ、直訴してもいいんだな。考えようだ。都市建設課でもどこでもいいから、そのぐらいの勇気を持って、自分で自負を持って当たっていただきたいと私は思います。当たる自信があるかないかはまた別にしてね。

あと翌年度の影響についてなんですけれども、よく道路関係の事業だと今年度は500メートルやるよと言うけれども、実際こういうふうに工期が迫ってきて最後のほうになってくると、多分物理的にこれは不可能だと、500メートルできないと。そうすると、短縮して発注してしまったり、そういう影響は出てこないのかと。500メートルの予算で出てるんだけど、ことしは300メートルしかやりませんと、また翌年で繰り越しでやりますからと。皆さんは少し延びたって大したものだと思っていなくても、地域の方々はね。だけど、実際は皆さんが設計してるのは500メートルなんだ。繰り越しで200メートル追加でやりますと。それでは意味がないんです。そういうふうにやっぱり計画したものであれば、計画した中できちんと整備して、予算を執行していただくということを考えていただきたいと思います。

（「人的なことは誰が言うんですか」の声あり）

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） マンパワー不足ということでの質問、先ほど企画財政課長が答えましたが、確かに技術職の採用について、震災後土木職、建築職採用に心がけてきたところですが、やはりオリンピックの関係とか一般の民間への移行とかあって、採用全然できてないわけではないんですが、なかなか少ないというのが実態でございます。本年度においても土木職職員の階層といいますか、10年以上差があるようなところで技術職の職員がいるというのもうまくないので、今年度においても採用は予定しておりますが、なかなか申し込みがないというのが実態でございます。

そんな中でもやはり各学校等も協議といいますか、お話し合いして、本町を受けていただけるようにやっていきたいと思っておりますし、今いる技術職の若手のほう、自分の後輩に対してそういった声かけをするようにということで、計画といいますか、話ししているところでございます。今後においても、先ほど議員おっしゃるようにマンパワーについては各課で共通して、例えば都市建設のほうが大変だなというふうな状況があれば、そういったところほかから技術職を送るとか、そういった考えも今後対応していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まず、繰越事業関係で今回お話しされていますけれども、確かに繰越事業のほうは過去の実績を見ますと、震災前の平成18年、19年ごろの件数を見ますと2件とか6件とか、そういう実績だったようです。それが平成23年、震災後になりまして37件と急に繰越事業がふえまして、その後ピークだと26年度には63件の繰越事業が発生してございました。その後、49件、40件ということで徐々に減少してきておりまして、あと復興期間が1年半と残すところになりましたので、復興期間が終われば、当然こういった繰越事業というのは大幅に減少してくるものとは思ってございます。

今後においてもそういうことを繰り越しにならないように取り組んでいくことになるかと思っておりますけれども、先ほどお話ありました道路関係、例えば500メートル計画したのに時間がなくなってきたということで300メートルだけを発注して翌年度ということに関しましては、基本的に繰り越しの場合ですと、議員もご承知のとおり財源を付して繰り越しますのです、その予定したメートルというのは必ず、ちょ

っと翌年度に入ってしまうかもしれませんが、執行するという考え方で事業のほうには取り組んでおります。いずれにしましても、今後ともそういった繰り越しが発生しないような取り組みに力を入れていきたいと思っております。

以上です。（「以上で終わります」の声あり）

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第11号までの11件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については、議長及び議会選出監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し了承された委員を選任したいと思います。

委員長に鈴木高行委員、副委員長に高野 進委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員長に鈴木高行委員、副委員長に高野 進委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第11号までの11件については、会議規則第45条の規定により、9月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については、9月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

9月11日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会につきましては、説明員の人数が多く、部屋も暑くなることが予想されるため、説明員、議員の上着着用なしでの入場を許可したいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時02分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 大槻 和弘

署名議員 百井 いと子